

改正FIT法による 制度改正について

平成29年3月
資源エネルギー庁

1. 制度見直しの背景

2. 新認定制度

3. 旧認定取得者に対する経過措置

4. 調達価格

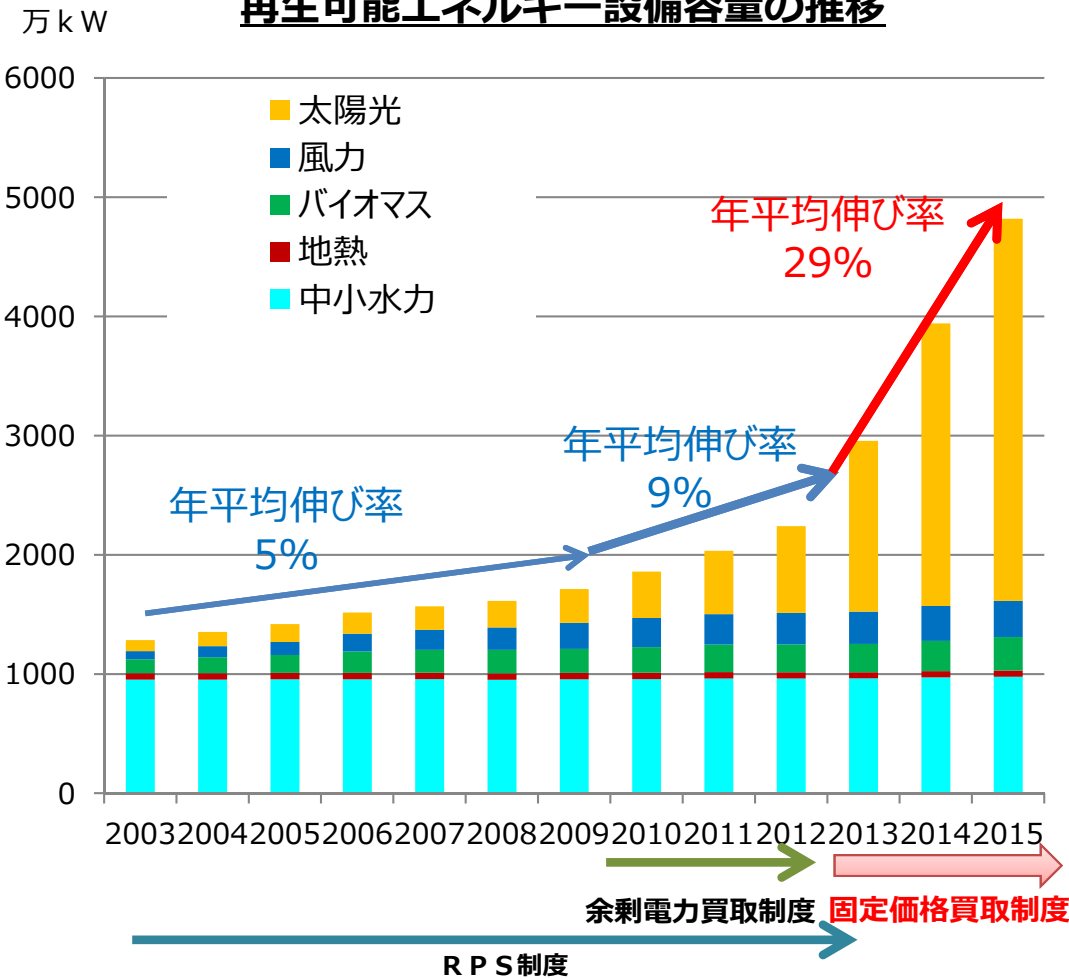
5. 入札制度

6. 買取義務者

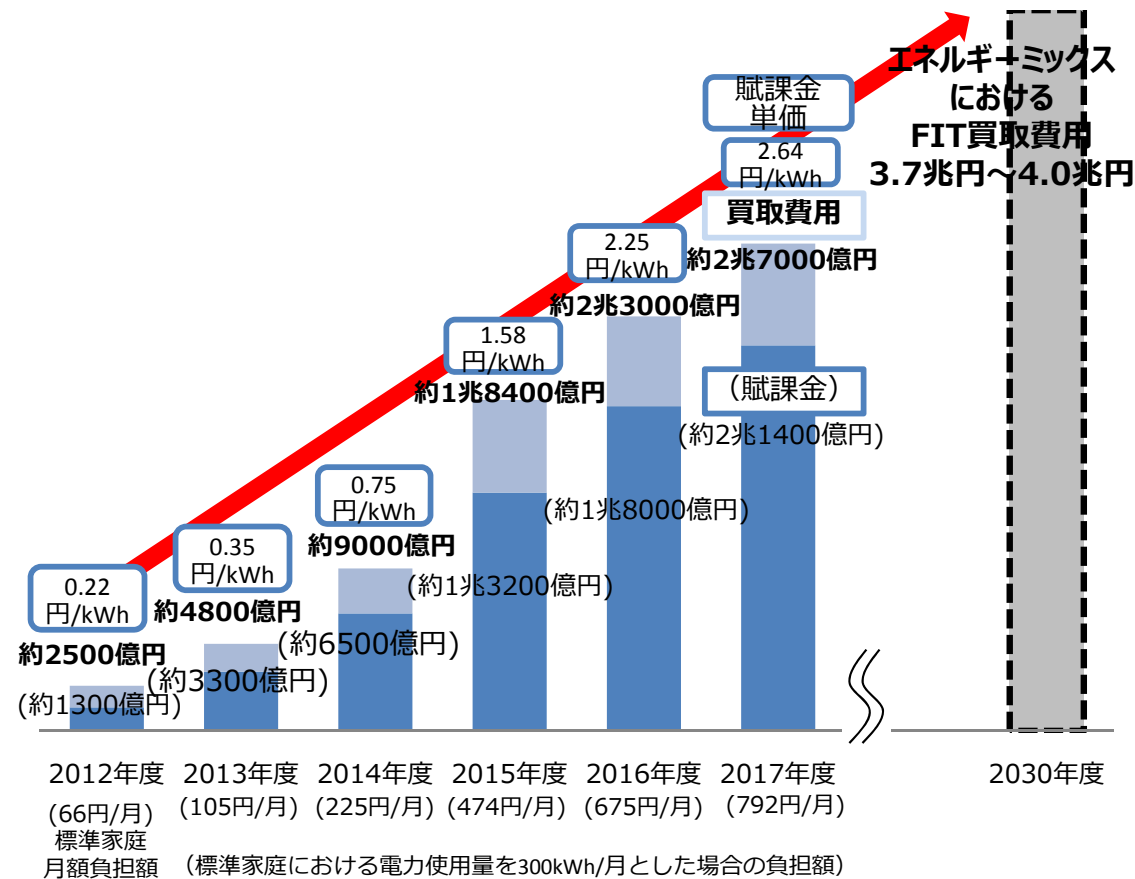
エネルギーミックスの実現と国民負担の抑制

- 再生可能エネルギーの導入拡大は、自給エネルギーの確保、低炭素社会の実現等の観点から重要。2012年の固定価格買取制度の開始以来、再生可能エネルギー導入量は約2.5倍に増加しているが、国民負担が増大。
- エネルギーミックスの検討においては、電力コストを現状より引き下げた上で、再生可能エネルギー拡大のために投ずる費用（買取費用）を3.7~4.0兆円と設定しているところ。
- 固定価格買取制度の開始後、既に取り費用は約2.7兆円（賦課金は約2.1兆円。平均的な家庭で毎月792円）に達しており、**再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る**べく、コスト効率的な導入拡大が必要。

再生可能エネルギー設備容量の推移



固定価格買取制度導入後の賦課金等の推移



再生可能エネルギーの導入状況について

＜2016年11月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況＞

設備導入量（運転を開始したもの）								認定容量
再生可能 エネルギー 発電設備 の種類	固定価格買取 制度導入前	固定価格買取制度導入後						固定価格買取制度導入後
	平成24年6月末 までの累積導入量	平成24年度 の 導入量 (7月～3月末)	平成25年度 の 導入量	平成26年度 の 導入量	平成27年度 の 導入量	平成28年度 の 導入量 (11月末まで)	制度開始後 合計	平成24年7月～ 平成28年11月末
太陽光 (住宅)	約470万kW	96.9万kW (211,005件)	130.7万kW (288,118件)	82.1万kW (206,921件)	85.4万kW (178,721件)	51.0万kW (103,536件)	446.1万kW (988,301件)	521.6万kW (1,141,119件)
太陽光 (非住宅)	約90万kW	70.4万kW (17,407件)	573.5万kW (103,062件)	857.2万kW (154,986件)	830.6万kW (116,700件)	377.4万kW (50,629件)	2709.1万kW (442,784件)	7,567.2万kW (894,804件)
風力	約260万kW	6.3万kW (5件)	4.7万kW (14件)	22.1万kW (26件)	14.8万kW (61件)	12.1万kW (60件)	60.0万kW (166件)	305.6万kW (3,142件)
地熱	約50万kW	0.1万kW (1件)	0万kW (1件)	0.4万kW (9件)	0.5万kW (10件)	0万kW (7件)	1.0万kW (28件)	7.9万kW (92件)
中小水力	約960万kW	0.2万kW (13件)	0.4万kW (27件)	8.3万kW (55件)	7.1万kW (90件)	6.5万kW (70件)	22.5万kW (255件)	79.5万kW (529件)
バイオマス	約230万kW	1.7万kW (9件)	4.9万kW (38件)	15.8万kW (48件)	29.4万kW (56件)	24.2万kW (46件)	76.0万kW (197件)	394.1万kW (465件)
合計	約2,060万kW	175.6万kW (228,440件)	714.2万kW (391,260件)	986.0万kW (362,045件)	967.7万kW (295,638件)	471.3万kW (154,348件)	3314.8万kW (1,431,731件)	8,875.9万kW (2,040,151件)

37.3%

- ※ バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。
 ※ 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

2012年7月 固定価格買取制度開始

（制度開始後4年で導入量が2.5倍に増加）

顕在化してきた課題

太陽光に偏った導入

- ✓ 太陽光発電の認定量が約9割
- ✓ 未稼働の太陽光案件（31万件）

国民負担の増大

- ✓ 買取費用は2016年度に約2.3兆円
- ✓ ミックスでは2030年に3.7～4.0兆円を想定

電力システム改革

- ✓ 小売自由化や広域融通とバランスを取った仕組み

改正FIT法：2016年5月成立、2017年4月施行

1. 新認定制度の創設

- 未稼働案件の排除と、新たな未稼働案件発生を防止する仕組み
- 適切な事業実施を確保する仕組み

2. コスト効率的な導入

- 大規模太陽光発電の入札制度
- 中長期的な買取価格目標の設定

3. リードタイムの長い電源の導入

- 地熱・風力・水力等の電源の導入拡大を後押しするため、複数年買取価格を予め提示

4. 減免制度の見直し

- 国際競争力維持・強化、省エネ努力の確認等による減免率の見直し

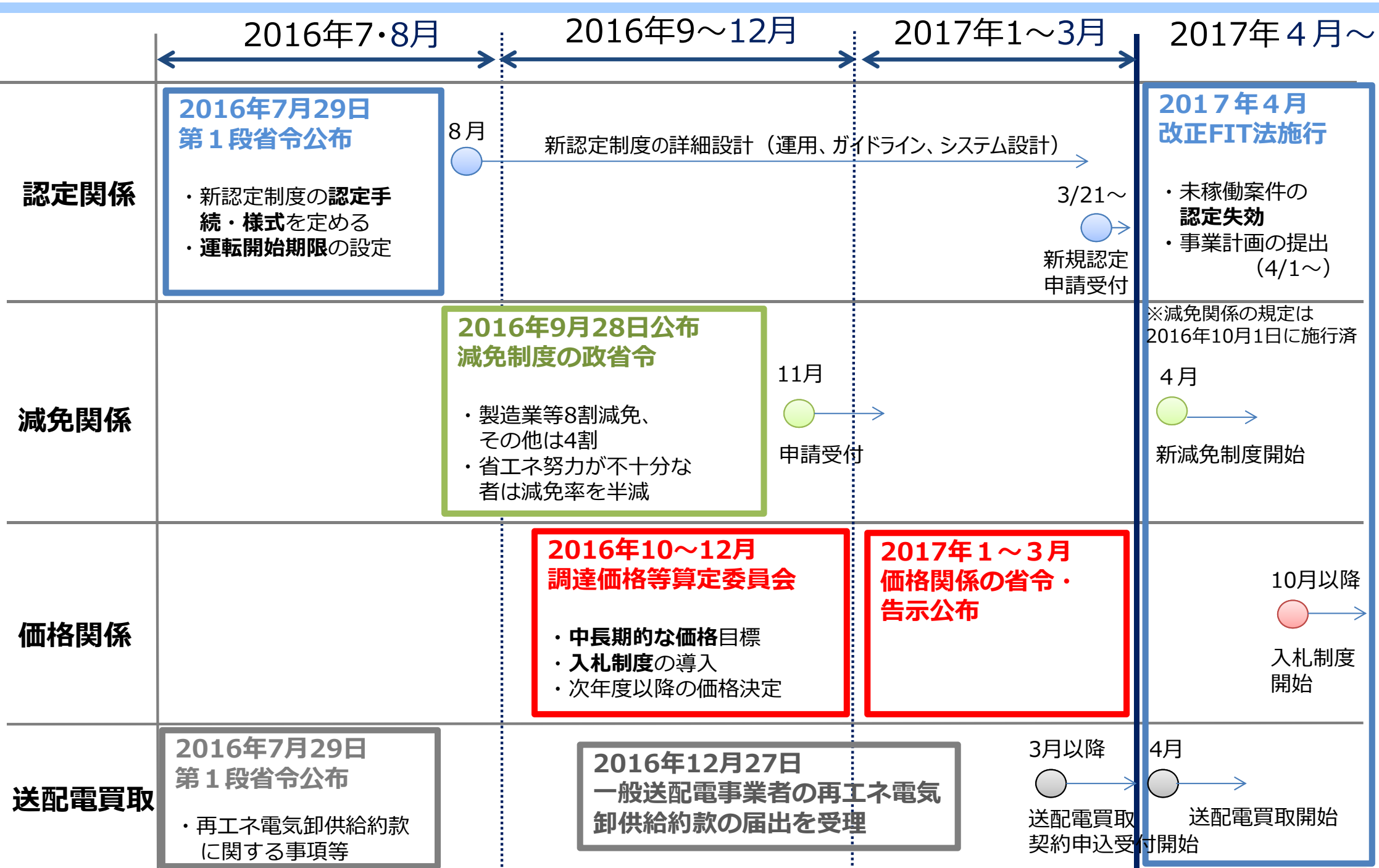
5. 送配電買取への移行

- FIT電気の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更
- 電力の広域融通により導入拡大

再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立

エネルギーミックス：22～24%の達成に向けて（2030年度）

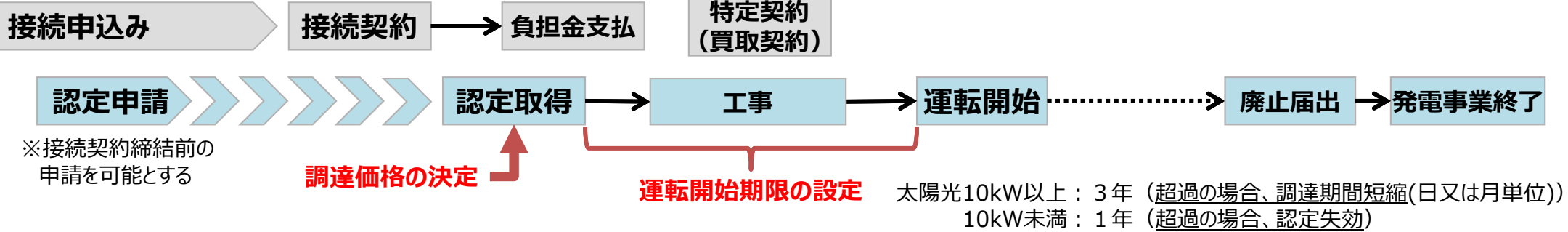
改正FIT法施行に向けたスケジュール



1. 制度見直しの背景
- 2. 新認定制度**
3. 旧認定取得者に対する経過措置
4. 調達価格
5. 入札制度
6. 買取義務者

新認定制度「事業計画認定」の概要

【認定申請から発電事業終了までの流れ】



<認定申請の流れ>

■ 太陽光50kW未満以外

- ① WEB上で申請情報を入力
- ↓
- ② 登録画面を印刷したものに必要な書類を添付
- ↓
- ③ 各経済産業局に発送

■ 太陽光50kW未満

- ① WEB上で申請情報を入力
- ↓
- ② 添付書類をPDF等でアップロード
- ↓
- ③ 代行申請機関に登録

※接続同意を証する書類については、申請時点に必須としないため、接続契約締結前でも申請可能。

※変更手続についても、認定申請同様の流れで申請を行う。

<認定基準（新制度で追加される主なもの）>

1. 事業の内容が基準に適合すること

- 適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
- 外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除く）
- 設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること
- 発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること
- （バイオマスの場合）発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること
- （地熱の場合）地熱資源の性状及び量の把握を運転開始前から継続して行うことその他の必要な措置を講ずること

2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

- 接続することについて電気事業者の同意を得ていること

3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲

- （1～3 共通）
関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること

<地域と共生しつつ、長期安定的な発電を確保する仕組み>

認定申請段階

認定申請情報を関係省庁・自治体に共有
関係省庁や自治体において、土地利用規制等の関係法令・条例の遵守を確認できるよう認定申請情報をシステムで共有

認定段階

認定基準に基づく事業計画の審査
適切なメンテナンスの実施、関係法令・条例の遵守など、事業が適切に実施される見込みがあることを認定時に確認

認定情報の公表

認定した事業計画（太陽光20kW未満を除く）の主要な情報を広く一般に公表

事業実施段階

事業計画に違反した場合の指導等

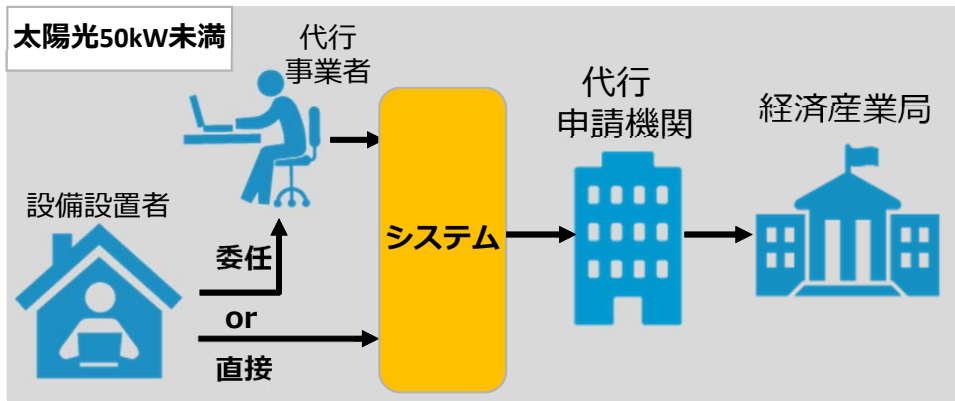
関係省庁・自治体からの情報提供などを基に、関係法令・条例違反等、認定基準への違反が判明した場合は、FIT法に基づいて指導・改善命令・認定取消しを行う

事業計画策定ガイドラインによる適正な事業実施の促進

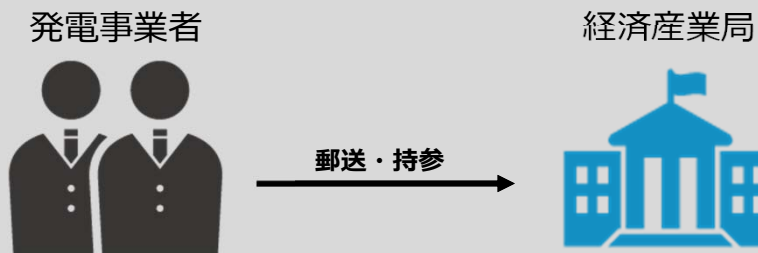
認定申請の手続方法

- 旧制度では、太陽光50kW未満以外の発電設備については、経済産業局に対し、紙申請により手続が行われていた。新制度では、まず**システムに必要事項を入力した後、申請書としてプリントアウトし、経済産業局に提出**する。これにより、申請された内容に不備がある場合、システムを通じてメールにより連絡を行い、不備内容はシステム内にて確認でき、補正対応もシステムにて行うことが可能。
- また、太陽光50kW未満については、**設備設置者からの委任を受けた工務店や販売会社等（＝代行事業者）が各種申請手続を行った場合、設備設置者に申請手続がなされた事を知らせるメールを送信し、設備設置者にて申請内容を確認の上、「承諾」又は「拒否」をシステムを通じて行っていただき、「承諾」が確認できてから審査に入る仕組みとする。**
- 設備設置者の意向確認（太陽光50kW未満の場合）、補正依頼及び今後の重要な案内などのメールが送信できないため、**設備設置者のメールアドレスの登録は必須。**

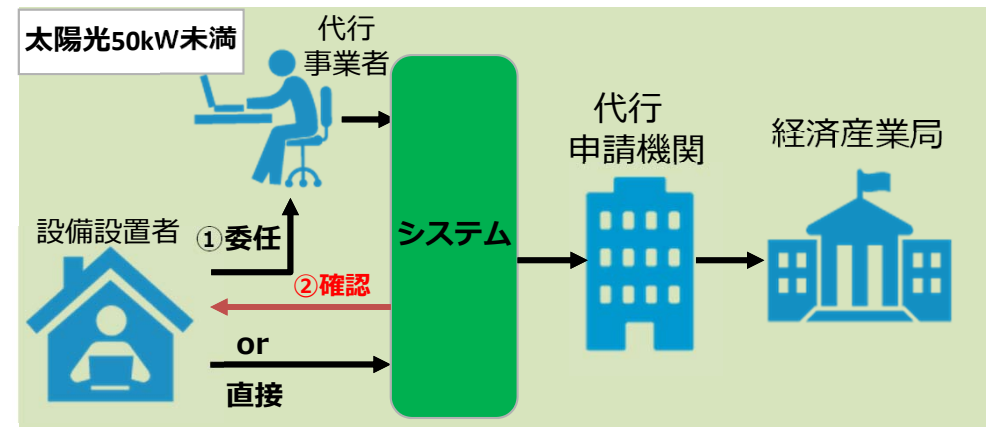
<旧制度>



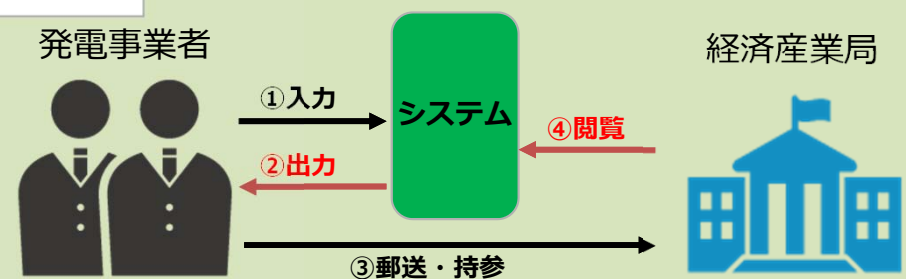
上記以外



<新制度>



上記以外



主な認定基準の審査基準①

【分割禁止】

- **認定基準**：特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
- **審査基準**：①同一の地番又は地権者が同一（申請日の1年前まで遡って同一の場合※も含む）の一団の土地において他の認定事業計画がないこと、②隣接の地番で設置事業者又は保守点検及び維持管理の責任者が同一の他の認定事業計画がないこと
※平成29年度内に認定を取得する場合は、平成29年4月1日まで遡って同一の場合とする。
- **必要書類**：設備所在地の登記簿謄本（分割の疑義が生じた場合は、審査の過程で、分割疑義対象案件の登記簿謄本や当該案件との位置関係が分かる公図等を求める）

【保守点検及び維持管理】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
- **審査基準**：①保守点検及び維持管理の責任者が明確であること、②保守点検及び維持管理の計画が明確であること

【設備の廃棄】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
- **審査基準**：事業計画において廃棄費用が計上されていること

【標識の掲示】

- **認定基準**：外部から見やすいように再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること（太陽光発電設備20kW未満・屋根置きは除く）
- **審査基準**：設備配置図上で標識を掲示する場所が明示されていること
- **必要書類**：構造図（設備配置図）

主な認定基準の審査基準②

【土地の確保】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること
- **審査基準**：必要書類が揃っていること
- **必要書類**：土地登記簿謄本、他者所有地の場合は賃貸借契約書等（土地所有者の同意書でも可とするが、認定日の翌日から起算して180日以内に契約書等の確保を証する書類の提出を求め、提出がなければ認定取消しの対象に）

【関係法令の遵守】

- **認定基準**：関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること
- **審査基準**：自治体に適用対象となる関係法令の確認をしていること
- **必要書類**：関係法令手続状況報告書

【バイオマスの安定調達】（バイオマス発電の場合）

- **認定基準**：発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること
- **審査基準**：燃料の調達方法が定量的な根拠又は具体的な方策に基づいているか、調達予定先となる全都道府県に説明を行っているか
- **必要書類**：燃料調達及び使用計画書（都道府県への説明が必須）、燃料供給者との協定書・契約書等

【地熱発電を継続的かつ安定的に行うための措置】（地熱発電の場合）

- **認定基準**：発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握を当該設備を用いた再生可能エネルギー電気の供給を開始する前から継続して行うことその他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずるものであること
- **審査基準**：事業計画策定ガイドラインに沿った源泉モニタリング計画及び環境モニタリング計画が策定されていること
- **必要書類**：源泉モニタリング計画書（モニタリング実績を含む）、環境モニタリング計画書

事業計画内容の変更手続

- 旧制度では、認定取得後における認定情報の変更手続に関しては、①変更認定、②軽微変更届出の2種類だったが、新制度では、**①変更認定※、②事前変更届出、③事後変更届出の3種類**となる。

※旧制度と同様、①変更認定のうち、変更内容によって調達価格の変更を伴う場合と伴わない場合がある。

- また、廃止届出については、**再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときに、あらかじめ廃止届出を行わなければならない。**

	変更内容	備考
変更認定	発電事業者の主体の変更	変更後の発電事業者が手続を行うこととし、社名変更、会社分割、合併等については、事後変更届出の対象
	発電設備の設置の形態（屋根置き・地上設置の別）の変更【太陽光】	
	発電出力の変更	太陽光については出力の増加(注)、他の電源については運転開始前における10kW以上かつ20%以上の出力の増加・減少に伴い、調達価格が変更。手続には接続契約の変更が必要
	設備の区分の変更を伴う変更	
	発電設備の型式の変更【太陽光、風力20kW未満】	旧制度で認定を受け、平成28.7.31以前に接続契約を締結している場合、運転開始前のパネルメーカー又は種類の変更に伴い、調達価格が変更。
	配線方法、電気供給量の計測方法の変更	
	保守点検責任者の変更	
	バイオマス燃料の種類の変更【バイオマス】	
事前変更届出	事業計画の内容の変更のうち変更認定事項を除いたもの	変更認定事項を除いた、設備所在地、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象
事後変更届出	認定事業者の氏名・名称、住所の変更	
	（認定事業者が法人の場合）代表者氏名、役員氏名の変更	

(注) ①電力会社の接続検討の結果に基づく出力の増加である場合、②10kW未満の発電設備が出力の増加後も10kW未満の発電設備である場合は、調達価格は変更されない。また、平成28年7月31日以前に接続契約を締結しているみなし認定事業者による運転開始前における10kW以上かつ20%以上の出力の減少である場合は、調達価格が変更される。

電源別事業計画策定ガイドライン

- 再生可能エネルギー発電事業者における適切な事業実施の確保を図るため、認定基準として規定される保守点検及び維持管理の実施や関係法令遵守等について具体化した考え方を示すとともに、法令の規制がかからない事項について適切な実施を促すものを記載するものとしている。

<ガイドライン記載事項の具体例（全電源共通事項）>

遵守事項		推奨事項 (法令の白地部分)
(FIT法独自の基準)	(関係法令に依拠する基準)	
<ul style="list-style-type: none"> 自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う 発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務等の関係法令及び条例を遵守して、適切な設計・施工を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる
<ul style="list-style-type: none"> 柵塀の設置等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる (事業用電気工作物については従来から電気事業法において義務) ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に柵塀等を設置する 		
<ul style="list-style-type: none"> 保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法に基づき、保安規程を策定し、選任した電気主任技術者を含めた体制とする 廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分 	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する

<電源毎のトピック>

太陽光

- 民間ガイドライン等を参考とした、適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の一部の規制が適用されない50kW未満も対象）
- 民間ガイドライン等を参考とした、適切な設計・施工
- 周辺環境への反射、騒音等に対する適切な措置

風力

- 風況、落雷、着氷等の気象条件等についての事前調査の実施
- 適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の一部の規制が適用されない20kW未満も対象）

地熱

- 湧出量や温度等の推移を把握するための源泉モニタリングの実施
- 植生や家屋等への影響を把握するための蒸気の大気放散のモニタリングの実施
- 地元の自治体、地域住民、温泉事業者等との関係構築

バイオマス

- 燃料となるバイオマスを安定的に調達できる体制の構築
- 同一種類のバイオマスを利用している既存事業者への配慮

中小水力

- 水利使用に係る手続の適切な実施

1. 制度見直しの背景
2. 新認定制度
- 3. 旧認定取得者に対する経過措置**
4. 調達価格
5. 入札制度
6. 買取義務者

旧認定取得者に対する経過措置

- 新FIT法施行日の前日（平成29年3月31日）までに既に接続契約締結済み（発電開始済みを含む）の案件については、新認定制度による認定を受けたものとみなす。
→ **平成29年3月31日までに接続契約を締結していない案件は、原則として認定が失効（一部例外あり）**
- このような「みなし認定」案件については、**全設備について、新制度での認定を受けたものとみなされた日から6ヶ月以内に、事業計画の提出が必要**（ただし、特例太陽光を除く）。

■ 新制度への移行に必要な条件・手続

接続契約の締結

事業計画の提出

原則

■ H29.3.31までに接続契約締結

※H29.4.1時点で接続契約未締結の場合は認定が失効

■ H29.9.30までに事業計画（「接続の同意を示す書類」を添付）を提出

※運転開始済みの場合、「接続の同意を示す書類」の添付は不要

■ 認定日の翌日から9ヶ月以内に接続契約締結

※認定日の翌日から9ヶ月以内に接続契約が締結できなかった場合は認定が失効

（例）H28.8.31認定取得の場合
H29.5.31までに接続契約締結が必要

■ 接続契約締結日から6ヶ月以内に事業計画（「接続の同意を示す書類」を添付）を提出

【例外①】
H28.7.1～H29.3.31
に認定を取得

【例外②】
H28.10.1～H29.3.31
に電源接続案件募集
プロセス等を終えた
or
H29.4.1時点で手続中
の電源接続案件募集
プロセス等に参加

■ プロセス等が終了した日の翌日から6ヶ月以内に接続契約締結

※プロセス等の途中離脱やプロセス等終了日の翌日から6ヶ月以内に接続契約が締結できなかった場合は認定が失効

<接続の同意を示す書類>

**連系承諾
+
工事費負担金契約
（工事費負担金の額を含んだ契約）**

①原則

接続同意日	提出を求める書類
工事費負担金契約の締結日	連系承諾及び工事費負担金の額を定めた書類

②工事費負担金の額が契約書に記載していない場合（工事費負担金は発生）

接続同意日	提出を求める書類
工事費負担金の請求日	連系承諾書類+ 工事費負担金の請求書

③工事費負担金が0円の場合

接続同意日	提出を求める書類
連系承諾日	連系承諾書類

※事業計画提出の際に必要な書類について、上記の書類が原則であるが、電力会社ごとに整理した表を資源エネルギー庁HPに掲載中。

(参考) 経過措置の対象となる電源接続案件募集プロセス

- 系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担する「電源接続案件募集プロセス」が整備されているところ。
- 認定失効が一定期間猶与される対象となるプロセスは以下のとおり（2017年3月21日時点）。

(エリア名)	(開始決定日)	(プロセス完了)	(エリア名)	(開始決定日)	(プロセス完了)
東北電力管内			中部電力管内		
福島県相馬エリア	2016/1/19	2017年6月頃	岐阜県北エリア	2017/3/6	2018年2月上旬頃
宮城県鳴子岩出山エリア	2016/3/15	2017年3月下旬頃	中国電力管内		
岩手県宮古久慈エリア	2016/3/29	2017年6月中旬頃	岡山県北東部エリア	2016/3/31	2017年3月下旬頃
福島県南エリア	2016/6/1	2017年8月上旬頃	九州電力管内		
福島県白河エリア	2016/6/17	2017年6月中旬頃	長崎市琴海エリア	2016/7/6	2017年7月上旬頃
青森県八戸エリア	2016/7/19	2017年10月下旬頃	宮崎県都城エリア	2016/7/20	2017年7月上旬頃
福島県矢吹石川エリア	2016/7/19	2017年7月中旬頃	宮崎県日向・一ツ瀬エリア	2016/7/20	2017年7月上旬頃
新潟県村上エリア	2016/9/30	2017年9月中旬頃	大分県速見エリア	2016/7/20	2017年9月上旬頃
東北北部エリア	2016/10/13	2018年9月下旬頃	大分県西大分エリア	2016/7/20	2017年9月上旬頃
宮城県白石丸森エリア	2017/2/13	2018年1月上旬頃	大分県日田エリア	2016/7/20	2017年9月上旬頃
福島県浜通り南部エリア	2017/2/13	2018年1月上旬頃	鹿児島県霧島エリア	2016/7/20	2017年8月下旬頃
東京電力管内			鹿児島県大隅エリア	2016/7/20	2017年8月下旬頃
群馬県西部エリア	2015/10/27	2017/2/27完了	熊本県人吉エリア	2016/7/20	2017年9月下旬頃
栃木県北部・中部エリア	2015/10/27	2017年5月上旬頃	熊本県御船・山都エリア	2016/7/20	2017年9月下旬頃
山梨県北西部エリア	2015/10/27	2017年5月中旬頃	鹿児島県入来エリア	2016/10/26	2017年8月下旬頃
千葉県南部エリア	2015/10/27	2017年4月中旬頃	宮崎県紙屋エリア	2016/12/21	2017年12月上旬頃
千葉県中西部エリア	2015/10/27	2016/12/14完了	福岡県北九州市若松響灘エリア	2016/12/21	2018年1月上旬頃
			熊本県阿蘇・大津エリア	2017/2/15	2018年1月下旬頃

- 電源接続案件募集プロセスについては、プロセス開始申込みから開始決定までの標準処理期間が1ヵ月程度とされているが、開始決定までに数か月を要する場合もあること等から、経過措置を希望する場合は早期のプロセス開始申込みを行うよう広域機関より注意喚起がなされている。

F I T法改正における電源接続案件募集プロセス関係の経過措置適用のための早期のプロセス開始申込みについて（注意喚起）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称：F I T法）等の一部を改正する法律が平成28年6月3日に公布されました。改正後のF I T法では、法の施行日前日までに電力会社との接続契約が締結されていない場合、取得済みの設備認定が失効します。

ただし、平成28年7月29日公布の同法施行規則の一部を改正する省令により、法施行日（平成29年4月1日）の前日までに開始が公表された電源接続案件募集プロセスに参加している案件※1については、法改正に伴う経過措置として、同プロセスの完了の翌日から6か月間の猶予期間が設定されます※2。

同プロセスの開始については、プロセス開始申込みから開始決定までの標準処理期間を1か月程度としておりますが、接続検討の前提とした系統状況から変動が生じている場合など開始決定までに数か月を要する場合や不開始となる場合もあります。

また、経過措置適用に向けて平成28年度末にかけてプロセス開始申込みが集中した場合は、標準的な案件でも通常より長期の処理期間を要することになります。

以上のことを踏まえると、プロセス開始申込みが遅いほど、法施行日より前にプロセスが開始されずに経過措置適用とならず、取得済みの設備認定が失効するリスクが高まることから、プロセス開始申込みをご検討中で上記の経過措置の適用を希望される場合は、可能な限り早期のプロセス開始申込みに努めていただきますようお願いいたします。

※1 最終的に接続契約を締結してみなし認定を受けるためには、プロセスに応募するだけでなく、入札により優先系統連系希望者となった上で工事費負担金補償契約の締結等の手続を進め、プロセス完了後に送電系統を運用する一般送配電事業者と接続契約を締結する必要があります。

※2 詳細は国からのお知らせをご確認ください。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

(広域機関ウェブサイトより)

- 平成28年度までに認定を受けた方による事業計画の提出については、インターネット上で手続可能。ただし、旧システムでログインID・パスワードをお持ちでない方は書類を送付。
- 提出方法、提出項目、必要な添付書類等については、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」において掲載中。

■ 提出対象事業者

区分		提出の要否
太陽光	固定価格買取制度開始後（平成24年7月1日以降）に認定を受けた設備	必要
	特例太陽光※	不要
他電源区分		必要

※「特定太陽光」・・・平成24年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申込みを行った設備。設備IDが「F」から始まるもの。

■ 提出する事業計画の項目

設備IDごとに、接続契約締結日、買取契約締結先、買取価格、設備を設置する敷地面積、太陽電池の合計出力（太陽光のみ）、遵守事項への同意、接続契約を証する書類（運転開始前の案件のみ添付）等

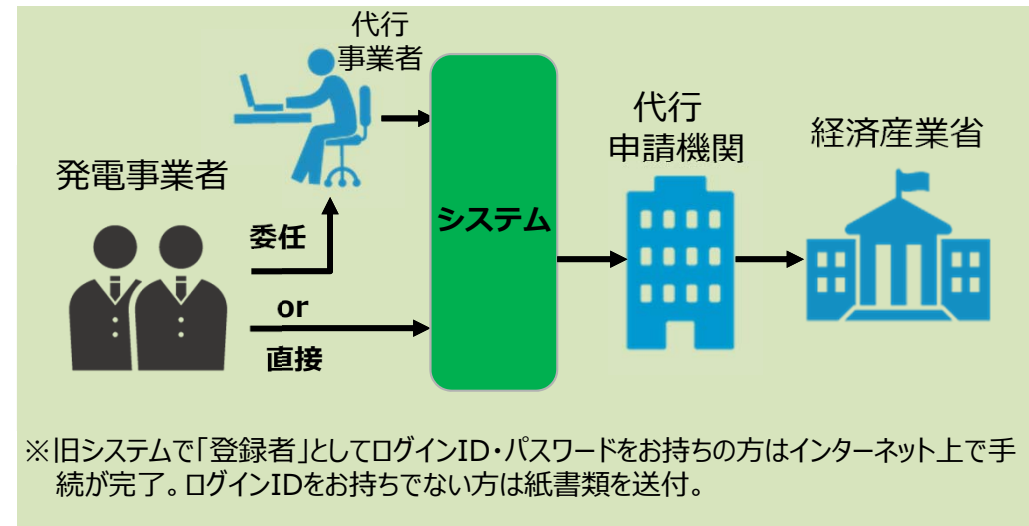
<注意事項>

※事業計画提出の際に必要な「接続の同意を証する書類」については、電力会社ごとの具体的な書類名を整理したものを、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」において公表中。

※事業計画が提出され、事業計画の内容や接続契約の締結を確認できた案件に対して、メールでその旨を通知。

※新制度の下で変更手続を行う場合は、この事業計画を提出し、接続契約の締結が確認できた後で、手続可能。

■ 提出方法



Q1. 認定申請時に接続契約書が添付できない場合でも認定申請可能ということだが、その他の書類が添付できない場合でも認定申請は可能か？

A1. 接続契約書以外に必要な書類を添付できない場合は、認定申請を受け付けることはできません。なお、接続契約締結前に申請した場合、接続契約書については接続契約を締結後、速やかに提出いただき、内容を確認次第、認定されることとなります。

Q2. 認定申請時に関係するすべての法令・条例の許可等を取得していなければならないのか？

A2. 関係するすべての法令・条例の許可等を取得していない場合でも認定は取得できます。認定取得後に関係法令・条例の許可等を取得できなかったことが判明した場合は、認定取消しの対象となります。

Q3. 認定情報の公表は、どのような内容が公表されるのか？また、発電事業者が個人の場合であっても公表されるのか？

A3. 認定された事業計画について、①設備ID、②発電事業者名、③発電設備の区分、④発電出力、⑤発電設備の所在地が公表されます。発電事業者が個人の場合であっても公表されます。ただし、太陽光20kW未満は公表されません。

Q4. 事業計画策定ガイドラインを遵守しない場合、認定が取り消されるのか？

A4. 事業計画策定ガイドラインにおいて、遵守事項として記載されているものを遵守していない事実が判明した場合、指導や改善命令を行う可能性があり、それでもなお遵守しない場合は認定取消しの対象となります。

1. 制度見直しの背景
2. 新認定制度
3. 旧認定取得者に対する経過措置
- 4. 調達価格**
5. 入札制度
6. 買取義務者

価格目標について

- FIT法改正により、**電源毎に中長期的な価格目標**を設定することとなっており、これを通じて、**事業者の努力やイノベーションによるコスト低減を促す**こととしている。具体的な目標は以下のとおり。

<太陽光>

- ・ FITからの自立を目指し、以下の水準を達成。
- ・ 非住宅用太陽光：2020年で発電コスト14円/kWh、
2030年で発電コスト7円/kWh
- ・ 住宅用太陽光：2019年でFIT価格が家庭用電気料金並み、
2020年以降、早期に売電価格が電力市場価格並み

<風力>

- ・ 20kW以上陸上風力：2030年までに、発電コスト8～9円/kWhを実現、FITから自立した形での導入を目指す。
- ・ 20kW未満の小型風力発電：導入動向を見極めながら、コスト低減を促し、FITからの中長期的な自立化を図る。
- ・ 洋上風力発電：導入環境整備を進めつつ、FITからの中長期的な自立化を図る。

<地熱>

- ・ 当面は、FITに加え、地元理解促進や環境影響評価手続の迅速化等により、大規模案件の開発を円滑化。
- ・ 中長期的には、技術開発等により開発リスク・コストを低減し、FITからの自立化を図る。

<中小水力>

- ・ 当面はFITに加え、流量調査等によるリスク低減を進め、新規地点開発を促進。
- ・ 新規地点開発後は低コストで発電可能であることも踏まえ、技術開発によるコスト低減等を進め、FITからの中長期的な自立化を図る。

<バイオマス>

- ・ 燃料の集材の効率化等の政策と連携を進めながら、FITからの中長期的な自立化を図る。

調達価格の見直し①

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
事業用太陽光 (10kW以上)	40円	36円	32円	29円 27円※1	24円	21円※3	今年度では 決定せず	今年度では 決定せず	
				※1 7/1～(利潤配慮期間終了後)		※3 2MW以上は入札(平成29年10月に第1回予定)			
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円 35円※2	31円 33円※2	28円 30円※2	26円 28円※2	24円 26円※2	
				※2 出力制御対応機器設置義務あり					
風力	22円(20kW以上)					22円 (20kW以上)	21円 (20kW以上)	20円 (20kW以上)	19円 (20kW以上)
	55円(20kW未満)					据え置き			
	36円(洋上風力)					据え置き			
地熱	26円(15000kW以上)					据え置き			
	40円(15000kW未満)					据え置き			
水力	24円(1000kW以上30000kW未満)					24円	20円(5000kW以上30000kW未満) 27円(1000kW以上5000kW未満)		
	29円(200kW以上1000kW未満)					据え置き			
	34円(200kW未満)					据え置き			
バイオマス	39円(メタン発酵ガス)					据え置き			
	32円(間伐材等由来の木質バイオマス)			40円 (2000kW未満) 32円 (2000kW以上)		据え置き			
	24円(一般木質バイオマス・農作物残さ)					24円	21円(20000kW以上) 24円(20000kW未満)		
	13円(建設資材廃棄物)					据え置き			
	17円(一般廃棄物・その他のバイオマス)					据え置き			

調達価格の見直し②（リプレース）

- 平成29年度より、風力・地熱について、リプレースの価格区分を創設。
- リプレースの円滑な実施を促進しつつ、FIT認定から運転開始までの期間の過度な乖離を防ぐため、**既存の発電設備の廃止予定時期の2年前の時点からリプレース案件のFIT認定を取得できることとする。**

※リプレース案件のFIT認定日から2年以内に既存の発電設備の系統接続が廃止されたことが確認されなかった場合、その認定は失効する。

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
風力 (リプレース)						18円 (20kW以上)	17円 (20kW以上)	16円 (20kW以上)
地熱 (リプレース)						12円(15000kW以上、地下設備流用型)		
						20円(15000kW以上、全設備更新型)		
						19円(15000kW未満、地下設備流用型)		
						30円(15000kW未満、全設備更新型)		
水力 (既設導水路活用型)			14円(1000kW以上30000kW未満)			12円(5000kW以上30000kW未満)		
			21円(200kW以上1000kW未満)			15円(1000kW以上5000kW未満)		
			25円(200kW未満)			21円(200kW以上1000kW未満)		
						25円(200kW未満)		

調達価格の見直し③（リプレース）

- 風力・地熱のリプレースの定義の概要はそれぞれ以下のとおり。

【風力発電】

- ・次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。
 - イ 廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系するもの
 - ロ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備で使用していた送変電設備（発電事業者所有のもの）を利用するもの
 - ※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。
 - ※契約関係とは、リプレース発電設備により行う事業の利益の20%以上を、既存発電設備により事業を行っていた者又はその関係会社（親会社・子会社・親会社の子会社）と分配する契約をいう。
 - ハ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備の設置場所と同一の場所（既存発電設備が設置されている全ての筆の範囲）に設置するもの
 - ※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。

【地熱発電】

- ①第1種特定地熱発電（いわゆる「全設備更新型」）
 - 蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔並びに蒸気井及び還元井の全部を更新し、かつ、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。
 - イ 廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系するもの
 - ロ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備で使用していた送変電設備（発電事業者所有のもの）を利用するもの
 - ※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。
 - ※契約関係とは、リプレース発電設備により行う事業の利益の20%以上を、既存発電設備により事業を行っていた者又はその関係会社（親会社・子会社・親会社の子会社）と分配する契約をいう。
 - ハ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備が利用していた地熱資源を継続して利用可能な地点に設置するもの
 - ※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。
- ②第2種特定地熱発電（いわゆる「地下設備流用型」）
 - 蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔の全部を更新し、かつ蒸気井又は還元井の全部又は一部を継続して使用するものをいう。

調達価格の適用関係

電源	年度	価格決定時期のルール	変更認定に伴う価格変更
太陽光	H24年度		なし
	H25年度	「接続申込日」 又は 「認定日」 のいずれか遅い日	・運転開始前の大幅な出力の変更（電力事由を除く（以下①という。）。）
	H26.4.1～ H27.2.14		・運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の変更（①）
	H27.2.15～ H27.3.31		・運転開始前のパネルのメーカー・種類の変更、変換効率の低下を伴う変更（10kW未満、メーカーが当該種類のパネルを製造しなくなった場合を除く） ・運転開始前の出力の増加又は10kW以上かつ20%以上の減少（10kW未満設備が引き続き10kW未満の場合を除く（以下②という。）及び①） ※H27・28年度は、運転開始後の出力の増加（①）も価格変更 ※H28.8.1以降に接続契約を締結した場合は、出力の増加のみ（①）（ただし、運転開始期限が付与される）
	H27・28年度	「接続契約締結日」又は 「接続申込日（認定取得前に接続申込みを行った場合は認定日）の翌日から270日後」 のいずれか早い日	
	H29年度～	「認定日」 ※接続契約締結が認定の要件	・出力の増加（①、②） ※H28.7.31以前に接続契約を締結した場合は、H27・28年度と同様
太陽光 以外	H24年度		なし
	H25年度	「接続申込日」 又は 「認定日」 のいずれか遅い日	・運転開始前の大幅な出力の変更（①）
	H26年度		・運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の変更（①）
	H27・28年度		・運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の変更（①） ※未利用木質バイオマスは2000kW未満・以上の区分変更を伴う場合も含む
	H29年度～	「認定日」 ※接続契約締結が認定の要件	・運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の変更（①） ※未利用木質バイオマスは2000kW未満・以上の区分変更を伴う場合、風力・地熱のリース／新設の区分変更を伴う場合も含む

＜認定失効の猶予対象案件の調達価格ルール＞

H29年4月以降も旧認定の効力が一定期間維持される猶予対象案件において、適用される調達価格のルールは従来どおり。すなわち、太陽光発電の場合、例えば、「接続契約日」又は「接続申込日（認定取得前に接続申込みを行った場合は認定日）の翌日から270日後」のいずれか早い日が平成29年度となった場合は、平成29年度の調達価格（※）が適用。また、太陽光発電以外の場合、例えば、「接続申込日」又は「認定日」のいずれか遅い日が平成29年度となった場合は、平成29年度の調達価格が適用。

※太陽光2MW以上の案件については、10kW以上2MW未満の価格と同じものが適用。

1. 制度見直しの背景
2. 新認定制度
3. 旧認定取得者に対する経過措置
4. 調達価格
5. **入札制度**
6. 買取義務者

入札制度の趣旨

- 入札制度については、新FIT法上、経済産業大臣は、①買取単価について入札を行うことが国民負担の軽減につながる際に、②入札対象の電源区分等を指定することができ、その際には、③入札実施指針を策定することとしている。
- 入札実施指針において定めるべき事項は新FIT法に下記の通り規定されている。

➤ 新FIT法第4条第1項

経済産業大臣は、供給することができる**再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格**(以下「供給価格」という。)**の額についての入札により第9条第3項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、(略)再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定**することができる。

➤ 改正法第5条第1項

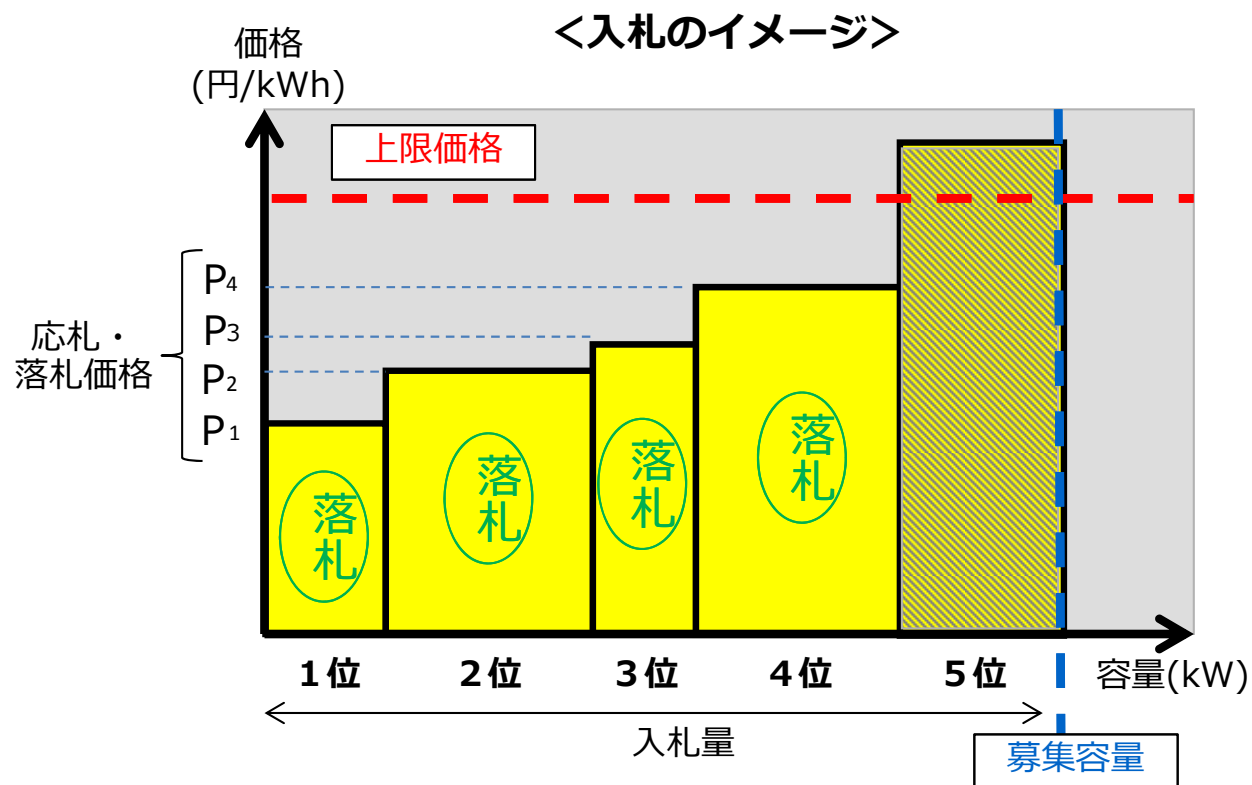
経済産業大臣は、前条1項の規定による指定をするときは、当該指定をする**再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針**(以下「**入札実施指針**」という。)**を定めなければならない。**

➤ 新FIT法第5条第2項 **入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。**

- 一号 **入札の対象**とする再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 二号 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量(第7条第3項及び第5項において「**入札量**」という。)
- 三号 入札の**参加者の資格**に関する基準
- 四号 入札の参加者が提供すべき**保証金**の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- 五号 供給価格の額の上限額(第5項及び第7条第3項において「**供給価格上限額**」という。)
- 六号 **入札に基づく調達価格の額の決定の方法**
- 七号 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る**調達期間**
- 八号 入札の落札者における第9条第1項の規定による**認定の申請の期限**
- 九号 前各号に掲げるもののほか、**入札の実施に必要な事項**

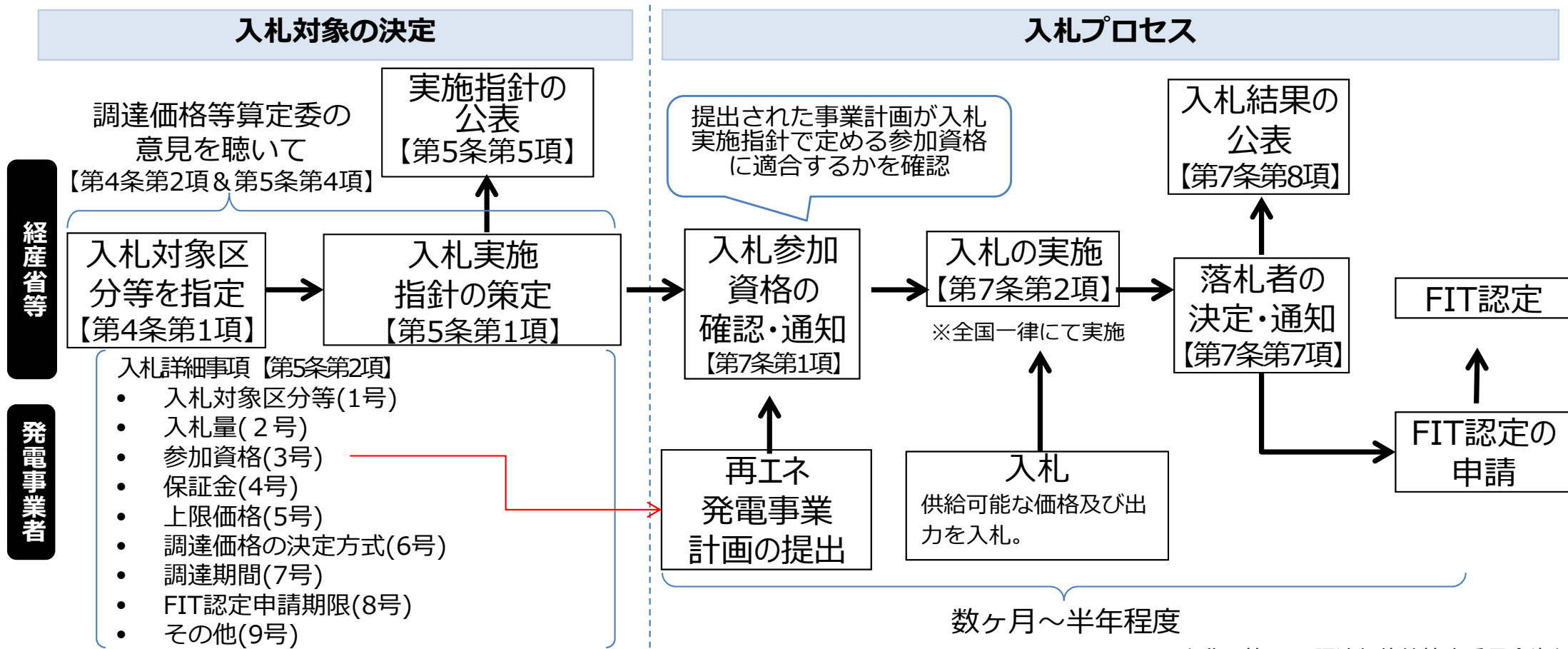
入札制度の概要・イメージ

- 調達価格等算定委員会における、入札制度に関する主な意見は以下の通り。
 - ・ 当面の入札対象：2 MW以上の事業用太陽光発電。
 - ・ 実施時期：第1回は平成29年10月を目途に実施。
 - ※ 試行的期間：平成29年度及び平成30年度（7月、12月を予定）、2年間で合計3回実施。
 - ・ 入札量：第1回～第3回で合計1～1.5GW。第1回は、500MW。
 - ・ 上限価格：第1回は21円/kWh。第2回・第3回は第1回の結果を検証して設定。
 - ・ 落札者の調達価格等：第1回～第3回においては応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）。調達期間は20年間。
 - ・ 運開期限は通常の事業用太陽光と同じ、落札後の認定取得日から3年とし、運開期限を超過した場合には、超過した期間分だけ調達期間を日単位（計量の問題等により困難な場合は月単位）で短縮する。



入札制度のフロー

- 新FIT法では、入札制度の対象として指定された再生可能エネルギー発電設備の区分等においては、**調達価格を入札によって決定**することとなる。
- 入札に参加を希望する者については、**入札に先立って再生可能エネルギー発電事業計画を提出し、参加資格の有無を審査**されることとなる。
- 入札参加資格が認められた者は、**安定的かつ効率的に電気を供給できる1 kWh当たりの価格と発電出力についての札**を入れる。
- 最も安価な札を入れた者から順次、**入札全体の募集容量に達するまでの者を落札者**とする。
- 落札者についてのみ、認定を取得する権利が付与されることとなる。



入札実施主体、入札参加資格について

<入札実施主体について>

- 入札は、国又は指定入札機関が実施することとなっている。今後、入札対象件数が増大していく可能性があること等に鑑み、**平成29年度から指定入札機関を実施主体とする。**

<入札参加資格について>

- 原則、**認定申請の際の認定要件と同様の要件を求める。**
- ただし、**接続契約については、締結までに一定の時間を要することを考慮し、参加要件としては求めず、落札した場合に認定取得までに工事費負担金契約まで締結することを求めることとする。**
- 他方、入札に先立って接続契約(工事費負担金契約を含む)を締結し、系統工事のためのコストを確定させた上で応札額を決定したいというニーズにも配慮し、**入札対象案件の接続契約については、落札を経た認定取得後の一定期間後まで支払期限の延長を可能とする措置**を設けることとする。
- また、入札対象電源が大規模太陽光であることを考慮し、**あらかじめ、地域との共生を図るための一定の取組**（自治体への事業計画の説明、他法令の許認可手続の確認等）**を求める。**

- 新FIT法第7条第2項
経済産業大臣は、(略)入札実施指針に従い、入札を実施しなければならない。
- 新FIT法第7条第10項
経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定入札機関」という。)に、入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)を行わせることができる。
- 新FIT法第39条第2項
経済産業大臣は、指定をしたときは、入札業務を行わないものとする。

主な認定基準

1. 事業の内容が基準に適合すること

適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること

外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除く）

設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること

発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること

2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

接続することについて電気事業者の同意を得ていること

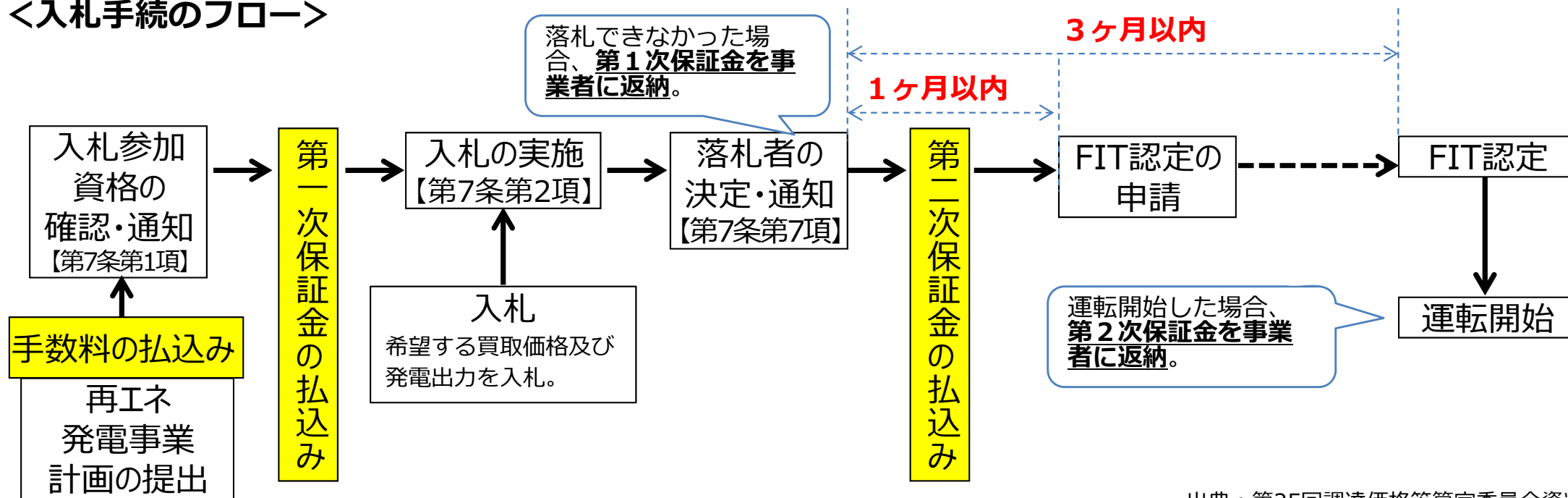
3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲

(1～3共通) 関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること

保証金・手数料、認定申請期限について

- 適正な入札実施を担保するため、**入札参加者に対する保証金(第1次保証金)**を求める。
- 入札対象区分等においては、落札者のみ認定を取得し事業実施が可能となるため、**落札者の確実な事業実施を担保するため、落札者に対する保証金(第2次保証金)**を求める。
- 入札を実施しているドイツ等の例を参考に、**第1次保証金は500円/kW、第2次保証金は5,000円/kW**とした上で、正当にプロセスを進めた事業者には全額返金することとする。
- また、指定入札機関が入札業務を運営するために必要な実費を勘案して**手数料**を定めることとする。
- 申請の準備期間等を考慮し、**落札結果の公表から1ヶ月以内の認定申請**を義務付けることとする。
- なお、落札案件については、落札時に実質的に決定した価格を認定取得によって早期に確定させ、速やかな事業実施を促すべきであるため、手続に要する一定程度合理的な期間を配慮し、**原則として、落札後3ヶ月以内に認定を取得することを求める**。

<入札手続のフロー>



落札案件の事業変更の取扱いについて

- 落札後速やかな認定取得を求めるため、**認定取得前の事業変更は原則として認めない**こととする。
- 認定取得後、**事業内容が大幅に変わるような変更**(事業中止や大幅な出力減少等)は、その者による応札がなければその出力分だけ他者により事業実施が可能であったと考えられ、コスト効率的な再生可能エネルギーの導入を妨げるものであることから、**第2次保証金を全額没収することとし、認定を失効**させることとする。また、速やかな運転開始を促すため、**事業計画に自らが記載した運転開始予定日までに運転開始した案件について第2次保証金を返金し、同日を超過した場合には第2次保証金を没収する**(ただし、FITの適用を受けることは引き続き認める)。
- また、落札後の**出力増加は**、結果的に入札実施指針に定めた入札量(募集総量)を超過するおそれがあるため、**一切認めない**(第2次保証金全額没収+認定失効)こととする。
- 他方、事業実施に際して、事業計画段階からの事情変更が起こりうることや、変更認定との整合性も考慮し、**応札量に対して一定程度(20%)までの出力減少については、減少分相当の保証金を没収**することとした上で、事業実施を認めることとする。
- 加えて、事業形態の多様性を許容する観点から、**落札後の事業主体の変更は、認定取得後においては認める**こととする。

	事業変更内容	措置
落札から認定取得までの間	事業変更全般	認めない(認定取得の権利の剥奪)
認定取得後	事業中止	● 第2次保証金全額没収 ● 認定失効
	大幅な出力減少(応札量に対して20%以上の減少)	
	出力増加	
	運転開始の遅延 ※ 事業計画に自らが記載した運転開始予定日までに運転開始しない場合	第2次保証金全額没収
	出力減少(応札量に対して20%未満の減少)	減少分相当の保証金没収
	事業主体の変更	認める

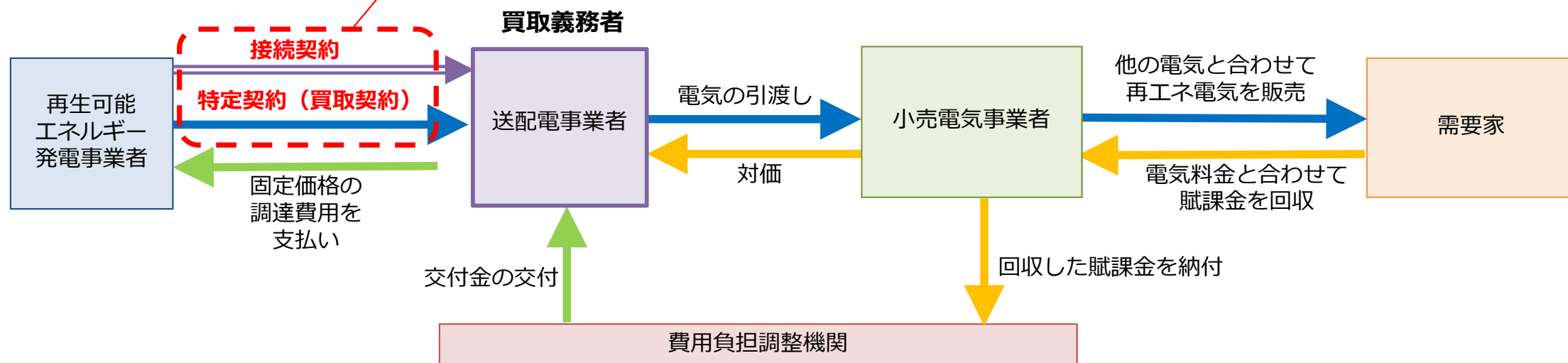
1. 制度見直しの背景
2. 新認定制度
3. 旧認定取得者に対する経過措置
4. 調達価格
5. 入札制度
6. **買取義務者**

買取義務者の見直し

- 新FIT法においては、FIT電気の買取義務を負う電気事業者は、送配電事業者（一般送配電事業者と特定送配電事業者）となる。なお、本年3月31日までに締結された買取契約（特定契約）は、改正法施行後も引き続き有効であり、契約期間満了まで小売買取を継続することが可能となる。
- 送配電事業者がFIT電気の買取を行うに当たっては、平等・公平の条件で行うことが求められるため、一般送配電事業者は全社共通で接続契約と特定契約の条件を定めた「送配電買取要綱（正式名称は「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」）」を設定することとしている。国としても、同要綱の内容及び実際の買取の適切性について確認していく。
- また、現在のモデル契約書は、小売買取を前提としたものであり、送配電買取の実施に伴いその役割を終えるため、本年4月1日以降廃止するものとする。

＜送配電買取のイメージ＞

一般送配電事業者は、送配電買取要綱（「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」）に基づいて契約を締結する。



送配電事業者が買い取ったFIT電気の引渡し方法

- 送配電事業者が買い取ったFIT電気については、①原則として卸電力取引市場を通じた取引により小売電気事業者に供給する、② FIT発電事業者と小売電気事業者との間の合意に基づき、電源を特定した上で相対供給する、③電源を特定せずに小売に相対供給する、という3つの方法を用意している。
- 一般送配電事業者については、全社が昨年12月27日に再生可能エネルギー電気卸供給約款の経済産業大臣への届出を行ったところ。②については、FIT発電事業者と小売電気事業者の間の合意を証明する全国統一フォーマットの提出を条件としている。

<新FIT法第17条に基づく引渡しの詳細（省令事項）>

	契約上の電気の流れのイメージ	詳細
1項	<p>(1) 市場経由の引渡し</p> <p>市場での買い付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ この引渡しを原則とする。 ■ 旧一般電気事業者内のやり取り（法律上は「使用」）についても同様とする。
2項	<p>(2-1) 電源・供給先固定型</p> <p>※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結されていることが必要。 ※あくまで送配電事業者が買い取った上で、小売電気事業者に供給。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ■ 発電・小売双方の間での契約の成立を示す書類については、一般送配電事業者は全国統一書式で求める。 ■ 地域をまたぐ場合は、連系線の確保が必要。
	<p>(2-2) 電源・供給先非固定型</p> <p>※個別の電源は特定されず、小売電気事業者にはkWhだけが渡される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気卸供給約款における供給メニューの一つとして措置。 ■ 利用できる場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ①市場が存在していない地域（沖縄・離島等） ②市場が存在していても使えない場合等（災害時等）

送配電買取におけるFITインバランス特例

- 送配電買取においても、計画値同時同量制度とFIT（全量買取）との整合性を保つため、FIT発電事業者の代わりに送配電事業者または小売電気事業者が発電計画を作成し、インバランスリスクを負うFITインバランス特例を設けることとする。

<FITインバランス特例の種類>

特例制度の種類	計画発電量の設定	インバランス精算主体等	FIT買取		
			FIT小売買取 適用の有無	FIT送配電買取 適用の有無	引き渡し形態
特例制度①	一般送配電事業者	小売電気事業者 (リスクなし)	○	○	(2-1) 電源を特定した小売電気事業者との相対供給 ※小売に選択権あり
特例制度②	小売電気事業者	小売電気事業者 (リスクあり)	○	○	
特例制度③ (新設)	送配電事業者	送配電事業者	—	○	(1) 市場経由の引渡し (2-2) 電源を特定しない小売電気事業者との相対供給

※ 発電者の立場からは、いずれの場合においても、計画値同時同量制度における特例制度を選択しないことも可能。

※ (2-2) 電源を特定しない小売電気事業者との相対供給の場合、個別のFIT電源が特定されず、発電BGを設定できないため、特例制度③の適用となる。

※ バイオマス発電のうち、化石燃料を混焼しているものは、FIT小売買取制度時同様に、特例制度①の対象外とする。(ただし、ゴミ発電など化石燃料混焼ではない混焼バイオマスは特例制度①の対象とする。)

※ インバランスリスク分も引き続きFIT交付金対象とする。

特定契約の変更について（買取義務、回避可能費用激変緩和措置）

- 特定契約（FIT買取契約）とは、電気事業者が認定事業者から、認定発電設備について、調達期間を越えない範囲内の期間において、調達価格で再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約。
 - ①当事者、②設備、③買取期間、④買取価格 が特定契約の基本要件
- 本年4月1日以降、特定契約（買取契約）を新規に締結することができるのは、送配電事業者のみ（送配電事業者は、特定契約の申込を原則として断ることができない）。
- 特定契約の基本4要件いずれかに関しての変更は、実質的には、新規の特定契約締結と同視しうる。このため、既存の小売買取契約について、自ら買取を行っている小売事業者の事情により4要件いずれかの変更を行おうとする場合、原則として、送配電買取の対象とするとともに、回避可能費用の激変緩和措置の対象外とする（逆に、小売に帰責性がなければ、小売買取も激変緩和措置も原則として維持可能とする）。

＜既存特定契約の4要件のいずれかを 変更しようとする場合の扱い＞

		発電事業者帰責性	
		あり	なし
小売事業者 帰責性	あり	送配電買取に移行 激変緩和措置の適用なし	〔 ※小売の倒産の場合等 〕 送配電買取に移行 激変緩和措置の適用なし
	なし	〔 ※発電事業者が 設備を増設する場合など 〕 小売買取継続可能 激変緩和措置適用継続可能	〔 ※災害の場合等 〕 小売買取継続可能 激変緩和措置適用継続可能

※いずれも全量買取の場合を想定

＜新FIT法第2条第5項＞

この法律において「**特定契約**」とは、第九条第三項の認定（第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下「**認定事業者**」という。）と**電気事業者が締結する契約**であって、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「**認定発電設備**」という。）に係る次条第一項に規定する**調達期間を越えない範囲内の期間**（当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあっては、経済産業省令で定める期間）にわたり、**当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する**調達価格**により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約**をいう。

＜新FIT法第16条＞

電気事業者は、自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電氣的に接続し、又は接続しようとする認定事業者から、当該再生可能エネルギー電気について**特定契約の申込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならない。**

【参考】回避可能費用について

- 回避可能費用とは、FIT電気の買取義務者が、FIT電気の調達によって支出を免れた費用を指す。
- 回避可能費用単価の算定方法については、平成28年4月の電力小売全面自由化に伴い、従来の総括原価方式を前提とした算定方法から、市場価格連動へと見直しを行っているため、送配電買取における回避可能費用もスポット市場価格とすることとする。
- なお、小売買取においては、小売事業者にとってのFIT電気の調達価格が回避可能費用となるため、市場価格連動への見直しに伴い、5年間の激変緩和措置を講じており、一定の条件を満たすものについては従来の算定方法を維持することとしている。

<回避可能費用単価の算定方法>

時期等	回避可能費用単価の算定方法	備考
(1) 平成24年度・平成25年度認定分（小売買取）	全電源平均可変費単価	激変緩和措置あり （平成32年度末まで一定の条件を満たせば維持可能）
(2) 平成26年度・平成27年度認定分（小売買取）	①全電源平均可変費単価＋全電源平均固定費単価 ②火力平均可変費単価 の組み合わせ ※①：太陽光、風力、水力の供給力計上した分＋地熱、バイオマス ②：太陽光、風力、水力の供給力計上していない部分	※激変緩和措置の対象外となる場合は、(3)の方式で算定
(3) 平成28年度～ （小売買取）	スポット市場価格＋時間前市場価格の加重平均 （30分単位）	平成33年度以降、小売買取分はこの方法に一本化
(4) 平成29年度～ （新FIT法、送配電買取）	スポット市場価格 （30分単位）	送配電買取の対象はすべてこの方法

発電設備の増設時等における買取主体、認定、激変緩和措置

- 既存の小売買取契約について、認定事業者側が発電設備の増設又は減設を行う場合、特定契約の基本要件（認定設備）が変わることとなるが、小売の事情によるものではないので、特定契約の変更を許容する。ただし、増設分について、明確な切り分けが可能である場合には、増設分のみを別の特定契約として扱うことも可能とする（既存分は小売買取、新規増設分は送配電買取）。いずれの場合においても、認定も激変緩和措置も同様の整理とする（全体を変更認定or増設分のみ新規認定／全体を激変緩和措置の対象or既存分のみ激変緩和措置の対象）。なお、当事者間の合意により、全体を送配電買取の対象とすることも可能とする。
- 既存の部分買取（小売買取）について、複数の小売のうちの一部が契約関係から離脱する場合、残された小売に帰責性はないため、①離脱した部分のみを送配電買取の対象とする、②残された小売間で部分買取の量を変更する、③残された小売により全量買取に移行する、ことのいずれかを認める。このうち、②・③については、特定契約の基本要件に相当する部分（認定設備そのものに変更はないが、残った小売にとって、認定設備のkWが変わることと同視できる）が変更となるものの、当該小売に帰責性はないため、特定契約の変更を許容する（小売買取を継続可能とする）。ただし、当該小売に帰責性があると判断される場合はこの限りではない。また、このような場合において、残った小売の全てが離脱し、全体を送配電買取の対象とすることも可能とする。

	認められる買取主体	認定	激変緩和措置
発電設備の増設又は減設を行う場合	全体を小売買取	全体を変更認定(同一ID,同一計量)	対象とする
	既存分を小売買取+増設分を送配電買取 (※増設の場合のみ)	増設分を新規認定(別ID,別計量)	既存の小売買取分のみ対象
	全体を送配電買取	全体を変更認定(同一ID,同一計量) 増設分を新規認定(別ID,別計量)	対象から外れる
部分買取から小売の一部が離脱する場合	小売買取+送配電買取	—	既存の小売買取分のみ対象
	全体を小売買取	—	全体を対象とする
	全体を送配電買取	—	対象から外れる

Q 1. 小売買取を継続するための要件は何か。改正法施行までに運開が必要か。

A 1. 現行法に基づく認定を取得した上で、平成29年3月31日までに特定契約を締結していれば、契約期間満了まで小売買取を継続可能です。認定発電設備の運転開始時期は関係ありません。

Q 2. 送配電買取要綱以外の条件で一般送配電事業者と特定契約を締結することは可能か。

A 2. 特定契約の内容は公平・平等であることが求められるため、原則として認められません。国としても、送配電買取要綱の内容や買取の適切性について確認してまいります。

Q 3. 再生可能エネルギー電気卸供給における（2-1）電源・供給先固定型において、複数の小売が1つのFIT電源から再生可能エネルギー電気卸供給を受けることは可能か。

A 3. 契約関係が複雑化するため、認められません。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給を受けた小売が他の小売にFIT電気を転売することは認められますので、実態的に、複数の小売間で特定のFIT電源が発電した電気を共用することは可能です。

Q 4. バイオマス混焼について、平成29年4月1日以降に特定契約を締結する場合、FIT電気と非FIT電気について、それぞれ買取義務者は、小売、送配電のどちらになるか。

A 4. FIT電気については、送配電事業者が買取義務を負うため、送配電買取となります。他方、非FIT電気については、FIT法の規制対象外であり、送配電事業者は買取義務を負わないため、別途売買先を探していただく必要があります。売先は小売電気事業者でも他の発電事業者でも構いません。